

## よくある質問【登録者証】

番号	Q	A													
1	特定医療費（指定難病）受給者証と登録者証は何が違うのか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1158 256 1308 304"></th> <th data-bbox="1308 256 1762 304">特定医療費（指定難病）受給者証</th> <th data-bbox="1762 256 2181 304">登録者証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1158 304 1308 660">対象者</td> <td data-bbox="1308 304 1762 660">           以下の2つの要件の<u>いずれかを満たす者</u>            ① 厚生労働大臣が定める指定難病の<u>診断基準及び重症度基準</u>を満たしている者。            ② 厚生労働大臣が定める指定難病の診断基準は満たしているが、重症度基準を満たしていない者で、申請月以前の12ヶ月以内に、その治療に要した医療費総額が33,330円を超える月が3回以上あること。（軽症高額特例）         </td> <td data-bbox="1762 304 2181 660">厚生労働大臣が定める指定難病の<u>診断基準</u>を満たしている者。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 660 1308 751">有効期限</td> <td data-bbox="1308 660 1762 751">原則1年以内 (申請月によって1年6か月以内)</td> <td data-bbox="1762 660 2181 751">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 751 1308 1176">活用方法</td> <td data-bbox="1308 751 1762 1176"> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定医療機関で、認定を受けた指定難病及び当該指定難病に付随して発生する疾病に関する医療を受ける際に、当該受給者証を提示することで、指定難病のうち、医療保険の自己負担分に対して助成される。</li> <li>障害福祉支援の受給申請時等に、申請窓口で医療受給者証を提示することで、サービスの対象となる指定難病患者かどうかを確認し、当該申請に係る診断書が不要となる。（※各支援によって異なります）</li> </ul> </td> <td data-bbox="1762 751 2181 1176"> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定医療費（指定難病）受給者証と異なり、<u>医療費の助成は受けられない。</u></li> <li>障害福祉支援の受給申請時等に、申請窓口で医療受給者証を提示することで、サービスの対象となる指定難病患者かどうかを確認し、当該申請に係る診断書が不要となる。（※各支援によって異なります）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		特定医療費（指定難病）受給者証	登録者証	対象者	以下の2つの要件の <u>いずれかを満たす者</u> ① 厚生労働大臣が定める指定難病の <u>診断基準及び重症度基準</u> を満たしている者。 ② 厚生労働大臣が定める指定難病の診断基準は満たしているが、重症度基準を満たしていない者で、申請月以前の12ヶ月以内に、その治療に要した医療費総額が33,330円を超える月が3回以上あること。（軽症高額特例）	厚生労働大臣が定める指定難病の <u>診断基準</u> を満たしている者。	有効期限	原則1年以内 (申請月によって1年6か月以内)	なし	活用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定医療機関で、認定を受けた指定難病及び当該指定難病に付随して発生する疾病に関する医療を受ける際に、当該受給者証を提示することで、指定難病のうち、医療保険の自己負担分に対して助成される。</li> <li>障害福祉支援の受給申請時等に、申請窓口で医療受給者証を提示することで、サービスの対象となる指定難病患者かどうかを確認し、当該申請に係る診断書が不要となる。（※各支援によって異なります）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定医療費（指定難病）受給者証と異なり、<u>医療費の助成は受けられない。</u></li> <li>障害福祉支援の受給申請時等に、申請窓口で医療受給者証を提示することで、サービスの対象となる指定難病患者かどうかを確認し、当該申請に係る診断書が不要となる。（※各支援によって異なります）</li> </ul>	
	特定医療費（指定難病）受給者証	登録者証													
対象者	以下の2つの要件の <u>いずれかを満たす者</u> ① 厚生労働大臣が定める指定難病の <u>診断基準及び重症度基準</u> を満たしている者。 ② 厚生労働大臣が定める指定難病の診断基準は満たしているが、重症度基準を満たしていない者で、申請月以前の12ヶ月以内に、その治療に要した医療費総額が33,330円を超える月が3回以上あること。（軽症高額特例）	厚生労働大臣が定める指定難病の <u>診断基準</u> を満たしている者。													
有効期限	原則1年以内 (申請月によって1年6か月以内)	なし													
活用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定医療機関で、認定を受けた指定難病及び当該指定難病に付随して発生する疾病に関する医療を受ける際に、当該受給者証を提示することで、指定難病のうち、医療保険の自己負担分に対して助成される。</li> <li>障害福祉支援の受給申請時等に、申請窓口で医療受給者証を提示することで、サービスの対象となる指定難病患者かどうかを確認し、当該申請に係る診断書が不要となる。（※各支援によって異なります）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定医療費（指定難病）受給者証と異なり、<u>医療費の助成は受けられない。</u></li> <li>障害福祉支援の受給申請時等に、申請窓口で医療受給者証を提示することで、サービスの対象となる指定難病患者かどうかを確認し、当該申請に係る診断書が不要となる。（※各支援によって異なります）</li> </ul>													
2	現在、特定医療費（指定難病）受給者証を所持しているが、登録者証の申請は必ずしなければならないのか。	いいえ。登録者証の申請は任意です。受給者証は、登録者証（難病患者であることの証明）を包含するものになります。													
3	有職者であれば、特にメリットないのか。	就労支援で、現時点で想定されている場面について「活用先等の情報について（随時更新）」に掲載しております。ただし、支援内容の決定等のために別途、医師の意見書等が必要な場合があります。													

4	具体的にどんなサービスが受けられるのか。	利用が想定される場面については、「活用先等の情報について（随時更新）」にリーフレットで御案内しておりますので、そちらを御参照ください。
5	登録者証があれば、特定医療費（指定難病）受給者証はいらないのか。	登録者証はあくまで、「難病患者であること」を証明するものであり、医療費助成を受ける場合は、受給者証が必要です。
6	現在、特定医療費（指定難病）受給者証を持っている場合、再度臨床調査個人票の提出は必要か。	特定医療費（指定難病）受給者証を提示又は写しを添付（郵送の場合）すれば、不要です。
7	以前、特定医療費（指定難病）受給者証を持っていた場合、再度臨床調査個人票の提出は必要か。	現在医療費助成を受けていない場合でも、以前の特定医療費（指定難病）受給者証を提示又は写しを添付（郵送の場合）すれば、不要です。
8	以前、特定医療費（指定難病）受給者証を持っていたが、現在その受給者証を紛失しており写しを提出できない場合、臨床調査個人票の提出は必要か。	受付時にその旨をお申し出いただくか、申請書にその旨記載（郵送の場合）してください。難病法施行（平成27年1月1日）以降、受給者証が発行されていたことが確認できれば、不要です。
9	過去に医療費助成を申請し不認定となり、その後登録者証の発行を希望する場合、改めて登録者証発行の申請は必要か。	必要です。
10	いつまでに発行された臨床調査個人票が有効か。	難病法施行日（平成27年1月1日）以後に作成されたものであれば、有効期限はありません。
11	登録者証発行の対象疾患は。	医療費助成制度で国が指定する指定難病と同様です。（令和6年4月1日現在341疾病） ※香川県指定難病（突発性難聴・メニエール病・慢性腎不全）は対象外です。
12	登録者証発行の対象者は。	厚生労働省が定める指定難病の <u>診断基準</u> を満たす者です。
13	申請をした場合、有効期限の開始日はいつからになるか。	登録者証の交付決定をした日からになります。
14	有効期限はあるか。	ありません。（更新なし）